佐世保市地方独立行政法人の 業務実績に関する評価実施要領

#### 1 はじめに

地方独立行政法人法第 28 条第1項の規定に基づき、佐世保市が実施する、地方独立行政法人 佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院に対する業務実績に関する評価 の実施にあたっては、以下に示す方針及び要領等によるものとする。

# 2 ことばの定義(略称表記)

- (1) 地方独立行政法人法(以下「法」という。)
- (2) 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会条例(以下「条例」という。)
- (3) 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会(以下「評価委員会」という。)
- (4) 各年度の業績評価(以下「年度評価」という。)
- (5) 中期目標、中期計画期間の終了前の見込による業績評価(以下「目標期間見込評価」という。)
- (6) 中期目標、中期計画期間の終了後の業績評価(以下「目標期間評価」という。)

# 3 評価の基本方針

評価の区分は法第 28 条第1項各号に基づき、中期目標、中期計画及び各年度計画の達成に向けた法人の事業の進行状況を確認する観点から行い、評価を通して、中期目標、中期計画及び各年度計画の達成状況や取り組み状況を市民に分かりやすく示すものとする。

なお、評価の要領については、基本的に法改正前の評価委員会の評価に準じた5段階評価により行うこととする。

#### (1) 年度評価

当該事業年度における年度計画の実施状況を調査・分析し、当該事業年度における業務実績の全体について総合的に評価するものとする。

# (2) 目標期間見込評価

当該中期目標期間の見込時点での実績を踏まえ、中期目標期間終了までの見込を立てて、 その業務実績の全体について見込みによる中期目標の達成状況を調査・分析し、総合的に評価するものとする。

#### (3) 目標期間評価

当該中期目標の期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、当該中期目標の期間における業務実績の全体について総合的に評価するものとする。

#### 4 評価の手順

- (1) 法人による小項目評価 (A~Eの5段階評価)
- (2) 佐世保市による小項目評価 (A~Eの5段階評価)
- (3) 佐世保市による大項目評価(A~Eの5段階評価)
- (4) 佐世保市による全体評価 (A~Eの5段階評価)

# 5 評価の方法

- (1) 法人による小項目自己評価
  - ① 次の5段階(Aが最上級)で自己評価を行い、小項目評価を作成する。

区分	判断基準
A	目標を <u>大幅に上回って実施</u> している
В	目標を上回って実施している
С	目標を <u>概ね実施</u> している。
D	目標を <u>やや下回って</u> いる。
Е	目標を大幅に下回っている。

- ② 小項目評価には、自己評価のほか、自己評価の判断理由(実施状況等)を記載する。
- ③ 小項目評価には、特記事項として、特色ある取り組み、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。

#### (2) 佐世保市による小項目評価

佐世保市が行う評価については、法改正前の評価委員会が評価していた5段階による評価 を基準に行うこととする。

① 次の5段階(Aが最上級)で法人の評価を行い、小項目評価を作成する。

区分	判断基準
A	目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。(特に佐世保市が認める場合)
В	目標の達成に向けて <u>計画を上回って</u> 進んでいる。
С	目標の達成に向けて概ね計画どおり進んでいる。
D	目標の達成のためには <u>やや遅れて</u> いる。
Е	目標の達成のためには <u>重大な改善</u> 事項がある。(特に佐世保市が認める場合)

- ② 法人の自己評価等を踏まえ、法人からのヒアリング等を通じ、調査・分析し評する。
- ③ 佐世保市による評価と法人の自己評価が異なる場合は、その評価の判断理由等を示す。
- ④ その他、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

# (3) 佐世保市による大項目評価

大項目の区分ごとに、小項目で評価した $A\sim E$ を点数化( $5\sim 1$  点)し、その平均点により評価する。なお、評価区分は原則として平均点によるが、重大、特殊な事案等がある場合などは総合的に判断して区分するものとする。

区分	点数	評 価 結 果
A	5	目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。
В	4	目標の達成に向けて <u>計画を上回って</u> 進んでいる。
С	3	目標の達成に向けて <u>概ね計画どおり</u> 進んでいる。
D	2	目標の達成のためには <u>やや遅れて</u> いる。
Е	1	目標の達成のためには <u>重大な改善</u> 事項がある。

※ 平均点は小数点以下第1位を四捨五入し、整数で表記する。

### (4) 佐世保市による全体評価

小項目で評価した $A\sim E$ を点数化( $5\sim 1$  点)し、その平均点により全体評価を行う。なお、評価区分は原則として平均点によるが、重大、特殊な事案等がある場合などは総合的に判断して区分するものとする。

区分	点数	評 価 結 果
A	5	目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。
В	4	目標の達成に向けて <u>計画を上回って</u> 進んでいる。
С	3	目標の達成に向けて <u>概ね計画どおり</u> 進んでいる。
D	2	目標の達成のためには <u>やや遅れて</u> いる。
Е	1	目標の達成のためには <u>重大な改善</u> 事項がある。

<sup>※</sup> 平均点は小数点以下第1位を四捨五入し、整数で表記する。

### 【留意点】

評価にあたっては特に次の事項に留意するものとする。

- ・ 業務実績の目標数値がある場合にはその達成度合、定性的な目標の場合には具体的な業務実績を把握して評価する。
- 業務実績については、数量だけで判断するのではなく、その質についても考慮する。
- ・業務実績に影響を及ぼした要因、環境の変化等についても考慮する。
- ・ 業務実績と中期目標、中期計画及び各年度計画との間に乖離が生じた場合にはその発生理由 等を把握し、その妥当性等についての分析を考慮の上、評価する。
- ・ 予算、収支計画について実績と計画との間に大きな差異がある場合にはその発生理由等を把握 し、その妥当性等についての分析を考慮の上、評価する。
- 経年比較が可能な事項については、適宜その結果を参考にして評価する。
- 財務内容の評価に当たっては、法人から提出される財務諸表等も参考にする。

#### 6 評価委員会の意見

上記の評価にあたっては、法第28条第4項及び条例第2条第2号に基づき、評価委員会の意見を聴くものとする。

#### (1) 評価委員会関与の考え方

評価委員会は、法及び条例に基づき佐世保市が行う法人の各実績評価に対して意見を述べるものとする。なお、評価の最終判断は佐世保市が行うが、原則として評価委員会の意見を尊重するものとする。

# (2) 意見の聴取とその事務処理手順

評価委員会の意見は、意見書により委員長から市長に提出するものとし、上記(1)の考え方に基づき、必要に応じて佐世保市が行う評価に反映させるものとする。

### 【手順】

- ① 評価委員会での意見のとりまとめ
- ② 評価委員会委員長から佐世保市長あてに意見書の提出
- ③ ②を受けて、その意見の反映について佐世保市が検討
- ④ 評価の確定